

■建築物省エネ法手数料一覧

令和3年7月1日から

◎建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「法」という。)に係る手数料

□建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法第34条第1項)及び計画の変更(法第36条第1項)手数料

(1)「住宅又は共同住宅」を住戸単位で申請 (円)

住棟の種類・総戸数・面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	調査機関等審査を受けて適合した場合	調査機関等審査を受けていない場合	調査機関等審査を受けて適合した場合(変更)	調査機関等審査を受けていない場合(変更)	
戸建住宅	1戸、200㎡以内	7,700	33,600	7,700	20,600
	1戸、200㎡超	7,700	37,100	7,700	22,400
共同住宅	2戸以上4戸以内	11,800	64,200	11,800	38,000
	5戸以上15戸以内	21,200	104,700	21,200	63,000
	16戸以上45戸以内	43,000	175,900	43,000	109,400
	46戸以上	74,200	250,600	74,200	162,400

※着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合は700円

(手数料計算例)

①住宅1棟について調査機関等審査を受けて適合し、認定申請する場合。

7,700円

②80戸建の共同住宅にあって、全住戸(80戸)について調査機関等審査を受けて適合し、認定申請をする場合

74,200円

(2)「共同住宅を建築物全体」又は「共同住宅を建築物全体と住戸の両方」で申請する場合 上記(1)に共用部分の面積に応じた下表の金額を加算 (円)

面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	調査機関等審査を受けて適合した場合	調査機関等審査を受けていない場合	調査機関等審査を受けて適合した場合(変更)	調査機関等審査を受けていない場合(変更)	
共用部分	0㎡～300㎡以内	11,800	64,200	11,800	38,000
	300㎡超～2,000㎡以内	21,200	104,700	21,200	63,000
	2,000㎡超～5,000㎡以内	43,000	175,900	43,000	109,400
	5,000㎡超～10,000㎡以内	74,200	250,600	74,200	162,400

※着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合は700円

(手数料計算例)

40戸建の共同住宅にあって、40戸の共同住宅(共用部分の面積400㎡)について調査機関等審査を受けて適合し、認定申請をする場合

43,000円+21,200円=64,200円

(3)「非住宅」を申請する場合 (円)

面積	調査機関等審査を受けて適合した場合				調査機関等審査を受けていない場合				
	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		調査機関等審査を受けて適合した場合(変更)		調査機関等審査を受けていない場合(変更)		
	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	
非住宅	0㎡～300㎡以内	11,800	11,800	80,000	203,600	11,800	11,800	45,900	107,700
	300㎡超～2,000㎡以内	27,100	27,100	131,800	327,100	27,100	27,100	79,500	177,100
	2,000㎡超～5,000㎡以内	74,200	74,200	211,200	465,300	74,200	74,200	142,700	269,700
	5,000㎡超～10,000㎡以内	115,300	115,300	274,700	572,400	115,300	115,300	195,000	343,800
	10,000㎡超～25,000㎡以内	144,700	144,700	329,400	675,900	144,700	144,700	237,100	410,300
	25,000㎡超～	180,000	180,000	385,900	770,600	180,000	180,000	283,000	475,300

※着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合は700円

(4)「住宅、共同住宅と非住宅複合建築物の建築物全体」又は「住宅、共同住宅と非住宅複合建築物の建築物全体と住戸の両方」で申請する場合

申請建築物の形態により上記(1)～(3)の金額を加算

(手数料計算例)

60戸建の共同住宅(共用部分250㎡)と店舗(1,000㎡)の複合建築物にあって調査機関等審査を受けて適合し、建物全体の認定申請をする場合

74,200円+11,800円+27,100円=113,100円

□建築物のエネルギー消費性能基準の認定(法第41条第1項)手数料

(1)「住宅又は共同住宅」を申請する場合 (円)

住棟の種類・総戸数・面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	仕様基準・モデル住宅法・フロア入力法	性能基準	仕様基準・モデル住宅法・フロア入力法	性能基準	
戸建住宅	1戸、200㎡以内	7,700	7,700	18,900	33,600
	1戸、200㎡超	7,700	7,700	20,000	37,100
共同住宅	0㎡～300㎡以内	11,800	11,800	32,400	64,200
	300㎡超～2,000㎡以内	21,200	21,200	53,600	104,700
	2,000㎡超～5,000㎡以内	43,000	43,000	94,200	175,900
	5,000㎡超～10,000㎡以内	74,200	74,200	140,600	250,600

(2)「非住宅」を申請する場合 (円)

面積	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	調査機関等審査を受けて適合した場合		調査機関等審査を受けていない場合		
	モデル建物法	主要室入力法等	モデル建物法	主要室入力法等	
非住宅	0㎡～300㎡以内	11,800	11,800	80,000	203,600
	300㎡超～2,000㎡以内	27,100	27,100	131,800	327,100
	2,000㎡超～5,000㎡以内	74,200	74,200	211,200	465,300
	5,000㎡超～10,000㎡以内	115,300	115,300	274,700	572,400
	10,000㎡超～25,000㎡以内	144,700	144,700	329,400	675,900
	25,000㎡超～	180,000	180,000	385,900	770,600

□建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項又は第13条第2項)及び変更の適合性判定(法第12条第2項又は第13条第3項)、軽微な変更に該当していることを証する書面の交付(法施行規則第11条)に係る手数料

(円)

面積	適合性判定			適合性判定(変更)・軽微変更該当証明			
	適合性判定			適合性判定(変更)・軽微変更該当証明			
	モデル建物法	主要室入力法等	※工場等	モデル建物法	主要室入力法等	※工場等	
非住宅	0㎡～300㎡以内	80,000	203,600	11,800	45,900	107,700	11,800
	300㎡超～2,000㎡以内	131,800	327,100	27,100	79,500	177,100	27,100
	2,000㎡超～5,000㎡以内	211,200	465,300	74,200	142,700	269,700	74,200
	5,000㎡超～10,000㎡以内	274,700	572,400	115,300	195,000	343,800	115,300
	10,000㎡超～25,000㎡以内	329,400	675,900	144,700	237,100	410,300	144,700
	25,000㎡超～	385,900	770,600	180,000	283,000	475,300	180,000

※工場等:工場、倉庫その他のエネルギー消費性能の算定対象に該当しない部分